

1. 確定給付企業年金保険(02) 主契約（一般勘定）

①手数料について

- この保険契約をお引き受けするにあたって当社が頂戴する手数料は、保険料積立金（保険契約上は責任準備金といいます。以下同じ）の運用・管理に係る資産運用手数料と加入者管理等の制度管理業務に係る制度管理手数料です。
- 資産運用手数料
主契約（一般勘定）の資産運用手数料は、当社がお引き受けする保険料積立金のうち主契約（一般勘定）の経過責任準備金（保険料積立金の月始元本平均残高）に比例し、2ページのランクごとの経過責任準備金に対応する資産運用手数料率を乗じた金額の合計額を、毎保険年度末決算時に保険料積立金から取り崩してお支払いいただきます。
- 制度管理手数料
当社がお引き受けする制度管理業務の種類・内容等に応じて、2ページの制度管理手数料を頂戴します。
- 主契約（一般勘定）の資産運用手数料および制度管理手数料には、その他の各種計算サービスに係る手数料は含まれておりません。これらにつきましては、ご契約の内容に応じ、別途申し受けます。

②損失発生リスクとその発生理由

- 主契約（一般勘定）の保険料積立金を取り崩す場合、その事由および金利状況によって**払戻等控除**を適用し、主契約（一般勘定）の保険料積立金から控除することがあります。
※年金および一時金等のお支払いは払戻等控除の対象とはなりません。
- 払戻等控除**は、10年利付国債について、「①払戻日前日における最新の10年国債応募者利回り」が「②①の国債の発行日以前過去5年間の10年国債応募者利回りの平均値」を上回る場合に発生します。（金利上昇局面において発生する可能性があります。）
- その結果、適用時の金利情勢によっては、**保険料積立金が元本を下回ることがあります**。
※ご検討にあたっては、契約締結前交付書面、商品の詳細について記載している当社パンフレットおよび「ご契約のしおり 定款・約款」を必ずご覧ください。

③その他留意点

- 次の場合には、保険料・解約返戻金・保険料積立金・払戻等控除額の計算の基礎となる予定利率等を変更する場合があります。
金利水準の低下、その他の著しい経済変動など、この契約の締結の際、予見しえない事情の変更により特に必要と認めた場合

【資産運用手数料率】

住友生命分 経過責任準備金	資産運用 手数料率
1000万円以下部分	0.700%
1000万円超 5000万円以下部分	0.550%
5000万円超 5億円以下部分	0.350%
5億円超 10億円以下部分	0.200%
10億円超 20億円以下部分	0.200%
20億円超 30億円以下部分	0.200%
30億円超 50億円以下部分	0.200%
50億円超 100億円以下部分	0.180%
100億円超 200億円以下部分	0.160%
200億円超 300億円以下部分	0.160%
300億円超 500億円以下部分	0.160%
500億円超 1000億円以下部分	0.150%
1000億円超 1500億円以下部分	0.140%
1500億円超 2000億円以下部分	0.130%
2000億円超部分	0.120%

■消費税および地方消費税は別途申し受けます。

【制度管理手数料】

		当社単独契約		当社幹事契約		当社総幹事契約		当社副幹事契約		当社非幹事契約	
定額部分	本則基準に基づく契約	605,000 円		645,000 円		645,000 円		40,000 円		—	
	簡易基準に基づく契約	280,000 円		300,000 円		300,000 円		20,000 円		—	
被保険者数 比例部分 ^{※1}	1,000 人以下部分	1人あたり	700 円	1人あたり	700 円	1人あたり	700 円				
	1,000 人超 2,000 人以下 "		625 円		625 円		625 円				
	2,000 人超 3,000 人以下 "		550 円		550 円		550 円				
	3,000 人超 5,000 人以下 "		475 円		475 円		475 円	—		—	
	5,000 人超 1 万人以下 "		400 円		400 円		400 円				
	1 万人超 3 万人以下 "		225 円		225 円		225 円				
加入者数 比例部分	1,000 人以下部分	1人あたり	725 円	1人あたり	725 円	1人あたり	725 円				
	1,000 人超 2,000 人以下 "		725 円		725 円		725 円				
	2,000 人超 3,000 人以下 "		700 円		700 円		700 円				
	3,000 人超 5,000 人以下 "		655 円		655 円		655 円	—		—	
	5,000 人超 1 万人以下 "		600 円		600 円		600 円				
	1 万人超 3 万人以下 "		550 円		550 円		550 円				
年金 受給者数 比例部分	1,000 人以下部分	1人あたり	4,300 円	1人あたり	4,300 円	1人あたり	4,300 円				
	1,000 人超 2,000 人以下 "		2,800 円		2,800 円		2,800 円				
	2,000 人超 3,000 人以下 "		2,100 円		2,100 円		2,100 円	—		—	
受託機関数比例に関する事務 (当社以外の1受託機関あたり)		—		1受託機関 あたり	20,000 円	1受託機関 あたり ^{※2}	20,000 円	1受託機関 あたり	20,000 円	—	

■上記の制度管理手数料については、2000年度平均全国消費者物価指数を基準として、毎年の上昇率を加味します。

■消費税および地方消費税は別途申し受けます。

■※1 被保険者数 = 加入者数 + 年金受給者数

※2 信託銀行数については複数の場合でも1受託機関とします。

2. 新企業年金保険(02) 主契約（一般勘定）

①手数料について

- この保険契約をお引き受けするにあたって当社が頂戴する手数料は、保険料積立金（保険契約上は責任準備金といいます。以下同じ）の運用・管理に係る資産運用手数料と加入者管理等の制度管理業務に係る制度管理手数料です。
- 資産運用手数料
主契約（一般勘定）の資産運用手数料は、当社がお引き受けする保険料積立金のうち主契約（一般勘定）の経過責任準備金（保険料積立金の月始元本平均残高）に比例し、4ページのランクごとの経過責任準備金に対応する資産運用手数料率を乗じた金額の合計額を、毎保険年度末決算時に保険料積立金から取り崩してお支払いいただきます。
- 制度管理手数料
当社がお引き受けする制度管理業務の種類・内容等に応じて、4ページの制度管理手数料を頂戴します。
- 主契約（一般勘定）の資産運用手数料および制度管理手数料には、その他の各種計算サービスに係る手数料は含まれておりません。これらにつきましては、ご契約の内容に応じ、別途申し受けます。

②損失発生リスクとその発生理由

- 主契約（一般勘定）の保険料積立金を取り崩す場合、その事由および金利状況によって**払戻等控除**を適用し、主契約（一般勘定）の保険料積立金から控除することがあります。
※年金および一時金等のお支払いは払戻等控除の対象とはなりません。
- 払戻等控除**は、10年利付国債について、「①払戻日前日における最新の10年国債応募者利回り」が「②①の国債の発行日以前過去5年間の10年国債応募者利回りの平均値」を上回る場合に発生します。（金利上昇局面において発生する可能性があります。）
- その結果、適用時の金利情勢によっては、**保険料積立金が元本を下回ることがあります**。
※ご検討にあたっては、契約締結前交付書面、商品の詳細について記載している当社パンフレットおよび「ご契約のしおり 定款・約款」を必ずご覧ください。

③その他留意点

- 次の場合には、保険料・解約返戻金・保険料積立金・払戻等控除額の計算の基礎となる予定利率等を変更する場合があります。
金利水準の低下、その他の著しい経済変動など、この契約の締結の際、予見しえない事情の変更により特に必要と認めた場合

【資産運用手数料率】

住友生命分 経過責任準備金	資産運用 手数料率
1000万円以下部分	0.700%
1000万円超 5000万円以下部分	0.550%
5000万円超 5億円以下部分	0.350%
5億円超 10億円以下部分	0.200%
10億円超 20億円以下部分	0.200%
20億円超 30億円以下部分	0.200%
30億円超 50億円以下部分	0.200%
50億円超 100億円以下部分	0.180%
100億円超 200億円以下部分	0.160%
200億円超 300億円以下部分	0.160%
300億円超 500億円以下部分	0.160%
500億円超 1000億円以下部分	0.150%
1000億円超 1500億円以下部分	0.140%
1500億円超 2000億円以下部分	0.130%
2000億円超部分	0.120%

■適格退職年金制度の場合、消費税
および地方消費税は別途申し受
けます。

【制度管理手数料】

		当社単独契約	当社幹事契約	当社総幹事契約	当社副幹事契約	当社非幹事契約
定額部分	EDP方式に基づく契約	565,000円	605,000円	605,000円	100,000円	—
	レートの方式に基づく契約	265,000円	285,000円	285,000円	40,000円	—
被保険者数 比例部分 ^{※1}	1,000人以下部分	1人あたり 625円	1人あたり 625円	1人あたり 625円	—	—
	1,000人超 2,000人以下	550円	550円	550円	—	—
	2,000人超 3,000人以下	500円	500円	500円	—	—
	3,000人超 5,000人以下	425円	425円	425円	—	—
	5,000人超 1万人以下	350円	350円	350円	—	—
	1万人超 3万人以下	200円	200円	200円	—	—
加入者数 比例部分	1,000人以下部分	1人あたり 725円	1人あたり 725円	1人あたり 725円	—	—
	1,000人超 2,000人以下	725円	725円	725円	—	—
	2,000人超 3,000人以下	700円	700円	700円	—	—
	3,000人超 5,000人以下	655円	655円	655円	—	—
	5,000人超 1万人以下	600円	600円	600円	—	—
	1万人超 3万人以下	550円	550円	550円	—	—
年金 受給者数 比例部分	1,000人以下部分	1人あたり 4,300円	1人あたり 4,300円	1人あたり 4,300円	—	—
	1,000人超 2,000人以下	2,800円	2,800円	2,800円	—	—
	2,000人超 3,000人以下	2,100円	2,100円	2,100円	—	—
	3,000人超	2,000円	2,000円	2,000円	—	—
受託機関数比例に関する事務 (当社以外の1受託機関あたり)		—	1受託機関 あたり 20,000円	1受託機関 あたり ^{※2} 20,000円	1受託機関 あたり 20,000円	—

■上記の制度管理手数料については、2000年度平均全国消費者物価指数を基準として、毎年の上昇率を加味します。

■適格退職年金制度の場合、消費税および地方消費税は別途申し受けます。

■※1 被保険者数 = 加入者数 + 年金受給者数 ※2 信託銀行数については複数の場合でも1受託機関とします。

3. 確定給付企業年金保険特別勘定第1特約

①手数料について

○この特約の手数料（資産運用手数料）は、当社がお引き受けする保険料積立金（保険契約上は責任準備金といいます。以下同じ）のうちこの特約部分の各口の経過責任準備金（保険料積立金の月始時価平均残高）に比例する体系としており、各口の所定のランクごとの経過責任準備金に、7ページの資産運用手数料率を乗じた金額の合計額を、毎保険年度末決算時に保険料積立金から取り崩してお支払いいただきます。

②損失発生リスクとその発生理由

○この特約は、主契約（一般勘定）の保険料積立金の全部または一部を特別勘定で運用し、運用実績をそのままご契約者の保険料積立金に反映させる仕組みの特約です。

○**国内外の公社債、株式等の特別勘定（口）の運用対象資産が有する価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク等の運用リスクも、ご契約者さまに帰属します。**

○そのため、経済情勢や運用成果により高い収益が期待できる半面、**元本保証がなく、運用実績がマイナスになることもあります。**

※ご検討にあたっては、契約締結前交付書面、商品の詳細について記載している当社パンフレットおよび「ご契約のしおり 定款・約款」を必ずご覧ください。

【資産運用手数料率】

経過責任準備金	総合口	円貨建 公社債口 (一般型)	円貨建 公社債口 (市場連動型)	円貨建 株式口 (一般型)	円貨建 株式口 (市場連動型)	外貨建 公社債口	外貨建 株式口	短期 資金口
1000万円以下の部分	0.815%	0.620%	0.300%	0.960%	0.400%	0.990%	1.100%	0.050%
1000万円超 5000万円以下の部分	0.640%	0.480%	0.300%	0.760%	0.400%	0.800%	0.875%	0.050%
5000万円超 5億円以下の部分	0.485%	0.365%	0.300%	0.585%	0.400%	0.610%	0.660%	0.050%
5億円超 10億円以下の部分	0.440%	0.330%	0.300%	0.520%	0.400%	0.550%	0.600%	0.050%
10億円超 20億円以下の部分	0.400%	0.290%	0.225%	0.440%	0.300%	0.470%	0.500%	0.050%
20億円超 30億円以下の部分	0.370%	0.260%	0.188%	0.400%	0.250%	0.430%	0.455%	0.050%
30億円超 50億円以下の部分	0.350%	0.240%	0.150%	0.365%	0.200%	0.385%	0.420%	0.050%
50億円超 100億円以下の部分	0.315%	0.225%	0.113%	0.325%	0.150%	0.335%	0.355%	0.050%
100億円超 200億円以下の部分	0.290%	0.205%	0.083%	0.300%	0.110%	0.300%	0.320%	0.050%
200億円超 300億円以下の部分	0.270%	0.190%	0.083%	0.280%	0.110%	0.280%	0.295%	0.050%
300億円超 500億円以下の部分	0.240%	0.170%	0.083%	0.250%	0.110%	0.250%	0.260%	0.050%
500億円超の部分	0.220%	0.155%	0.083%	0.230%	0.110%	0.230%	0.240%	0.050%

- この特約の資産運用手数料は、各口の経過責任準備金の合計額を基準に計算します。ただし、「総合口A」、「総合口M」および「総合口S」については他の口と合算せず、総合口の各口の経過責任準備金を基準に計算します。(総合口A、総合口Mおよび総合口Sの通算は行いません)
- 国内債券の各口のうち、「円貨建公社債口P」については、円貨建公社債口(市場連動型)の手数料率が適用されます。
- 国内株式の各口のうち、「円貨建株式口P」については、円貨建株式口(市場連動型)の手数料率が適用されます。
- 消費税および地方消費税は別途申し受けます。
- 左記にはこの特約以外の手数料は含まれておりません。
- 左記のほか、投資信託を組み入れる場合、投資信託の信託報酬等を運用費用の一部として間接的にご負担いただきます。なお、投資信託ごとに手数料率が異なる等の理由から、これらの計算方法は表示しておりません。
- 左記のほか、資産運用の過程で売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に関する消費税に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用等を運用費用の一部として間接的にご負担いただきます。なお、売買委託先、売買金額等によって手数料率が変動する等の理由から、これらの計算方法は表示しておりません。

4. 新単位口別利率設定特約（Ⅰ型）[G I C特約資産固定タイプ]

5. 新単位口別利率設定特約（Ⅱ型）[G I C特約給付確保タイプ]

< G I C特約給付確保タイプは、確定給付企業年金保険にのみ付加できます。 >

①手数料について

○この特約の手数料（資産運用手数料）は、当社がお引き受けする保険料積立金（保険契約上は責任準備金といいます。以下同じ）のうち、この特約の経過責任準備金（保険料積立金の月始元本平均残高）【主契約が厚生年金基金保険または厚生年金基金保険(02)の場合、元本平均残高（毎月15日現在の元本残高の年度平均値）】に比例する体系としています。所定のランクごとの経過責任準備金に右記の資産運用手数料率を乗じた金額の合計額を、毎保険年度末決算時に保険料積立金から取り崩してお支払いいただきます。

○ただし、各単位口の手数料はそれぞれの予定利率の1/2にて計算した額を超えないものとします。また手数料の計算に使用する経過責任準備金はG I C特約部分（G I C特約（給付確保タイプまたは資産固定タイプ）が付加されている場合にはその部分を含みます）の経過責任準備金で判定し主契約（一般勘定）および特別勘定特約との通算は行いません。

②損失発生リスクとその発生理由

○この特約は、主契約（一般勘定）の保険料積立金の一部を充当することにより設定される単位口ごとに、予定利率保証期間および金利情勢に応じた予定利率を設定する仕組みの保険です。

○単位口期間の途中で解約（解除）する場合は、単位口ごとに予定利率、解約時の国債流通利回り等および単位口の残存期間に応じて計算した金額を「解約（解除）充当金」として主契約に充当します。

○**解約（解除）充当金は解約（解除）時の金利環境によっては解約（解除）時の保険料積立金を下回ることがあります。また、単位口への充当金を下回ることもあります。**

※ご検討にあたっては、契約締結前交付書面、商品の詳細について記載している当社パンフレットおよび「ご契約のしおり 定款・約款」を必ずご覧ください。

【資産運用手数料表】

経過責任準備金	資産運用手数料率
1000万円以下部分	0.360%
1000万円超 5000万円以下部分	0.340%
5000万円超 5億円以下部分	0.320%
5億円超 10億円以下部分	0.300%
10億円超 20億円以下部分	0.290%
20億円超 30億円以下部分	0.260%
30億円超 50億円以下部分	0.240%
50億円超 100億円以下部分	0.225%
100億円超 200億円以下部分	0.205%
200億円超 300億円以下部分	0.190%
300億円超 500億円以下部分	0.170%
500億円超部分	0.155%

■消費税および地方消費税は別途申し受けます。
■上記にはこの特約以外の手数料は含まれておりません。